

生駒市と生駒市内郵便局との包括的連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と生駒市内郵便局（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが保有する知的・人的・物的資源等を有効に活用し、包括的な連携のもと相互に協力することで、地域の活性化及び市民生活の質の向上等を図るとともに、SDGsの達成に向けた取り組みを推進すること目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携・協力して取り組む。

- (1) 地域の安心・安全に関すること
- (2) 子どもの健全な育成に関すること
- (3) 高齢者支援に関すること
- (4) 障がい者支援に関すること
- (5) 空き家対策に関すること
- (6) 環境保全及び地域エネルギーに関すること
- (7) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進に関すること
- (8) 地域の魅力発信と商工振興に関すること
- (9) 前各号に定めるもののほか、目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて覚書等取り交わすものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による連携・協力をした場合及び連携・協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 25 日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

小 柴 雅 史

乙 奈良県天理市三島町563番地2
天理親里館郵便局長

阪 本 善 昌

奈良県生駒市谷田町1234番地1
生駒市内郵便局代表
生駒郵便局長

廣 岡 郁 也